

基準・認証、輸入プロセスの改善について

1. 既存の基準・認証制度の総点検と改善

国の法令等に基づくすべての基準・認証制度について、総点検を行った結果、附属の検討対象範囲に掲げる31件の法令に基づく基準・認証制度について、次の(1)及び(2)に掲げる基本的考え方にに基づき具体的改善措置を講ずる。(別紙1参照)

(1) 政府介入の縮小のための措置

上記視点に基づき、政府介入を最小限にするとの考え方から、

- ① 適用対象品目の縮小を図る
- ② 政府認証から自己認証への移行を図る
- ③ 規格・基準の項目削減又は緩和を図る

の諸措置を講ずる。

なお、「原則自由・例外制限」を徹底するため、自己認証制については、今回措置することとした分野以外の分野についても、引き続きその導入と拡充に努める。

(2) 基準・認証制度等連絡調整本部決定(58・3・26)に掲げる諸原則の徹底化のための措置

基準・認証制度等連絡調整本部決定に掲げる諸原則の徹底化を図るため、すべての基準・認証制度について、次のような措置をとるものとする。

① 外国検査データの受入れ及び外国検査機関の積極的活用

我が国の認証制度に係る検査等において、外国事業者が我が国の認証を容易に取得しうるようにするため、

ア. 原則として、我が国の認証制度に係る検査等において必要とされるすべてのデータについて、一定の条件を満たす外国検査機関の検査データを受け入れることとする。

イ. この場合において、検査データを受け入れる外国検査機関を予め特定しておく方式の積極的活用、拡大を図る。

ウ. 可能な範囲で、申請者作成データを受け入れることとする。

② 透明性の確保

規格・基準の作成過程における透明性を確保するため、原案作成過程において、案を提示しつつ、外国人を含む関係者から意見の聴取を行う機会を設けるほか、すべての審議会、審議会の専門委員会等で、規格・基準の制定又は改正に関する原案を作成する過程において、常に、外国関係者が参加ないし出席し、意見を述べることができることとする。

③ 国際基準への整合化

国際規格・基準が存在する場合において、これに整合しない部分は、原則として、整合化を図るものとする。国際規格・基準が存在しない場合においても、諸外国との対比において、我が国の規格・基準を見直し、緩和等の措置を講ずる。

いずれの場合においても、国際規格・基準の策定作業に積極的に貢献するものとする。

④ 認証手続きの簡素化・迅速化

各認証手続きについて、可能な限りその簡素化・迅速化を図るとともに、各手続き毎に、標準的な事務処理期間を定め、当該期間内に処理できない場合には、その旨及びその理由を申請者に示すこととする。

また、規格・基準の明確化を図って、行政裁量を縮小することにより、認証手続きの迅速化を促進する。

- (3) 国の法令等に基づく基準・認証制度のうち、法律（組織法を除く。）に根拠を有しないもの（例えば、告示、通達等に基づくもの）については、原則として、これを廃止する方向で見直すものとする。

2. 輸入プロセスの総点検と改善

通関前手続きを中心とする輸入プロセスに関する規制についても、附属の検討対象範囲に掲げる18件の規制について、「原則自由・例外制限」、「手続の簡素化・迅速化」の視点から見直しを行い、その適用範囲の縮小及び手続の簡素化・迅速化を図るため、具体的措置を講ずる。（別紙1参照）

3. 基準・認証制度の創設（既存制度の拡大・強化を含む。）の抑制

国の法令等に基づく新たな基準・認証制度の創設（既存制度の拡大・強化を含む。）は原則として、これを行わないものとし、例外的にこれを行う場合においても、その必要性及び当該制度の内容が妥当なものであるか否かを、アクション・プログラム実行推進委員会（以下「委員会」という。）において、厳正に審査するものとする。

4. 民間団体等の非政府機関の基準・認証制度の改善

民間団体等の非政府機関の基準・認証制度については、ガイド・ラインを策定し、各省庁において、所管の団体等の既存の制度について、総点検及び改善指導を行う。

5. 改善措置の実施スケジュール

上記1～4の改善措置については、各省庁において早急に所要の手続をとり、別紙1に掲げる事項については、別紙1のタイム・スケジュールの欄に掲げる時期から実行に移す

ものとする。ただし、次の諸項目については、次に掲げる方針により、措置するものとする。

(1) 国の法令に基づく基準・認証制度等のうち、検討対象範囲外とされたものの精査（1. 及び2. 参照）

国の法令に基づく基準・認証制度等のうち、輸入に関連しないものとして今回の検討対象範囲外とされたもの等については、9月末までに、内閣官房において、行政監察の協力を得つつ精査を行い、各省庁は、必要に応じ、上記1. (1)及び(2)並びに2. に掲げる基本的な考え方に基づいて具体的な改善策を策定し、委員会の了承を得て措置するものとする。

(2) 政府認証から自己認証への移行の推進

国の法令に基づく基準・認証制度のうち、強制的な政府認証の対象品目を自己認証へ移行させる仕組みを有していないものについて、一括法によりこの仕組みを一般的に導入することを検討する。内閣官房は、9月末までに各省庁の検討結果をとりまとめ、委員会に報告するものとし、委員会は、10月末までに結論を出すものとする。

(3) 標準的な事務処理期間の設定（1. (2)④参照）

各省庁は、9月末までの間に所管の法令に基づく基準・認証制度の各手続毎に標準的な事務処理期間を定め、委員会に報告するものとし、委員会の了承を得て、11月1日からこれを実施する。この場合、委員会に報告された標準的な事務処理期間について、一括して公表する措置を講ずる。

(4) 告示・通達等に基づく基準・認証制度の原則として廃止する方向での見直し（1. (3) 参照）

① 各省庁は、内閣官房に申告した制度について検討を行い、9月末までにその結果を委員会に報告して了承を得たうえ、その後概ね2ヶ月以内に所要の手続をとるものとする。

② 内閣官房は、各省庁から申告のなかった制度について、9月末までに行政監察の協力を得つつ精査を行い、各省庁は、その後2ヶ月以内にこれらの制度について廃止のための手続きをとるものとする。

(5) 民間団体等の非政府機関の基準・認証制度の改善（4. 参照）

委員会において、9月末までにガイド・ラインを策定し、各省庁はこれに基づき、所管の団体等の制度について総点検を実施し、遅くとも61年度から必要な改善が実行されるよう指導を行うものとする。なお、各省庁は、61年3月末までに総点検及び改善指導の結果を委員会に報告するものとする。

6. 責任体制の明確化

改善措置の実効ある実施を確保するため、各省庁に査察担当官を置く等責任体制を明確化し、窓口への浸透を図る。

7. フォロー・アップ

改善措置についてのフォロー・アップは、各省庁と緊密な連絡をとりつつ、委員会が中心となって行う。

8. 一括法による処理の検討

上記の改善措置を講ずるため、法律改正が必要なものについては、一括法により処理することを検討するものとする。

基準認証・輸入プロセスに係る検討対象制度一覧 (別紙2 附属)

I 基準認証制度

法 令 名	担 当 省 庁	備 考
1化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	環境庁、厚生省、 通商産業省	
2道路交通法	警察庁	
3貴金属製品品位証明規則	大蔵省	
4貴金属地金精製及び品位証明規則	大蔵省	
5食品衛生法	厚生省	
6有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	厚生省	
7伝染病予防法	厚生省	
8薬事法	厚生省、農林水産省	
9農薬取締法	農林水産省	
10農業機械化促進法	農林水産省	
11肥料取締法	農林水産省	
12家畜改良増殖法	農林水産省	
13飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	農林水産省	
14農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	農林水産省	
15消費生活用製品安全法	農林水産省、 通商産業省	
16農産物検査法	農林水産省	
17計量法	通商産業省	
18工業標準化法	通商産業省、運輸省	
19電気用品取締法	通商産業省	
20ガス事業法	通商産業省	
21高圧ガス取締法	通商産業省	
22液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	通商産業省	
23道路運送車両法	運輸省	
24船舶安全法	運輸省	
25航空法	運輸省	

法 令 名	担 当 省 庁	備 考
26海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	運輸省	
27電気通信事業法	郵政省	
28電波法	郵政省	
29労働安全衛生法	労働省	
30建築基準法	建設省	
31消防法	自治省	

輸入プロセスに係る制度

法 令 名	担 当 省 庁	備 考
32道路交通法	警察庁	○
33酒税法	大蔵省	
34関税法	大蔵省	
35関税暫定措置法	大蔵省	
36物品税法	大蔵省	
37乗車法	厚生省、農林水産省	○
38食品衛生法	厚生省	○
39肥料取締法	農林水産省	○
40植物防疫法	農林水産省	
41家畜伝染病予防法	農林水産省	
42狂犬病予防法	農林水産省	
43外国為替及び外国貿易管理法	通商産業省	
44輸出入取引法	通商産業省	
45火薬類取締法	通商産業省	
46高压ガス取締法	通商産業省	○
47化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	通商産業省	○
48労働安全衛生法	労働省	○
49道路法	建設省	

(注) ○は、基準認証制度と重複している法令

第4章 政府調達

我が国の政府調達については、既に内外無差別の法制度的確保がなされているが、更に一層公正な競争の機会を増大させ、外国供給者等がより容易に市場参入できるよう自主的積極的に契約手続の抜本的改善を行うとともに、外国製品調達の拡大等を図るため、以下の措置を実施する。

1 契約手続の抜本的改善

1. 随意契約の抜本的見直し

- (1) 競争契約を原則とし、例外的に随意契約を行うとの基本方針を徹底するため、再度入札の繰返し、入札条件の見直しを行うほか、部内審査体制の強化等により随意契約を縮減する。
- (2) 随意契約の執行に係る透明性を確保するため、実施した随意契約に関する情報を個別に閲覧等の方法により公表する。

2. 競争契約上の運用の改善

- (1) 外国供給者等の競争参加機会をより増大するため、競争入札における応札期間について現行30日以上を40日以上にするとともに、可能な限り納期を延長する。
- (2) 競争入札における応札者以外の者に対してもその実施に係る透明性を確保するため、落札情報を個別に閲覧等の方法により公表する。

3. 資格審査手続の改善

- (1) 資格審査を受けようとする外国供給者等の利便を拡大するとともに、事務の簡素化を図るため、原則として各省庁等ごとに審査基準・格付を統一化する。
- (2) 更に、調達機関ごとに行っている資格審査を、同一省庁等内においては、実質的に一回で済ませるよう資格審査手続を抜本的に簡素・効率化する。(単一資格審査制の導入)
- (3) 以上のほか、資格審査の申請に当たって提出を求める書類を必要最小限にとどめる。また、資格審査申請の随時受付を徹底し、速やかな資格審査の実施及び有資格者名簿への記載を行う。

4. 親会社等の取扱い

資格審査に当たって特に外国供給者等からの要請の強い親会社等の能力、実績を考慮することについては、親会社等の資格審査について法的な関係の明確な子会社等を通じ当該申請ができる旨を周知徹底する。

II 外国製品調達の拡大

1. 競争入札の原則を徹底するとともに、上記 I の契約手続の改善による競争参加機会を増大させることにより外国供給者等の販売努力と相まって、外国製品の調達拡大を行う。
2. 政府は、その姿勢を示す意味から外国製品の発掘に積極的に取組み、可能な限り率先して外国製品調達拡大に努力する。
- 3 (1) 1～2による外国製品調達の増大に資するため、各省庁等ごとに外国供給者等に対して調達に関する統一的な情報の提供、相談受付、苦情処理の窓口の設置等を行う。
- (2) 更に、政府としては統一窓口を設置し、政府部内の連絡調整、情報提供、相談、苦情処理等の機能が適切、円滑に行われるようにすることとする。

III 適用範囲

1. 本アクション・プログラムはガット政府調達協定の対象となる調達及び機関（別紙 1）を主として対象とする。
2. 小規模な調達についても、外国供給者等に対し、アクセス改善の観点から、資格審査手続の改善を図るとともに、一般的情報提供、相談、苦情処理等便宜の拡大を図る。
3. 1のガット政府調達協定対象機関は、45機関（国の機関30、政府関係機関15）であるが、さらに我が国としては、率先して対象外の16の政府関係機関（別紙 2）についても同協定に準ずる措置をとるとともに、アクション・プログラムの規定に準じた適用を行うこととする。

IV 指導・協力要請

各省庁は、広く政府関係機関一般に対し、ガット政府調達協定及びアクション・プログラムの趣旨に則り、外国供給者等の参入機会の増大及び外国製品調達の拡大を図る見地から、指導を行うとともに、その実施状況の把握を毎年行う。

また、地方公共団体に対しても、上記の見地から協力要請を行うとともに、その結果の把握を毎年行う。

V 実施スケジュール・レビュー

1. 以上の着実な実行を確保するため、各省庁等においてアクション・プログラム実施の具体的スケジュールを策定し、原則として本年10月1日から施行する。
2. 毎年アクション・プログラム実施状況のフォロー・アップを行い、3年目には全体的なレビューを行う。また、そのための体制を整備する。

(別紙1)

(1) 以下の機関については、アクション・プログラムを適用する。

内閣

総理府

公正取引委員会

国家公安委員会(警察庁)

公害等調整委員会

宮内庁

総務庁

北海道開発庁

防衛庁

経済企画庁

科学技術庁

環境庁

沖縄開発庁

国土庁

法務省

外務省

大蔵省

文部省

厚生省

農林水産省

通商産業省

運輸省

郵政省

労働省

建設省

自治省

(2) 以下の機関については、アクション・プログラムの適用につき協力を要請する。

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

(3) 以下の機関については、アクション・プログラムの適用を関係各省庁を通じ、実施を図る。

日本国有鉄道

日本たばこ産業株式会社

日本電信電話株式会社

国民金融公庫

住宅金融公庫

農林漁業金融公庫

中小企業金融公庫

公営企業金融公庫

北海道東北開発公庫

社会福祉・医療事業団

中小企業信用保険公庫

環境衛生金融公庫

沖縄振興開発金融公庫

日本開発銀行

日本輸出入銀行

(別紙 2)

水資源開発公団
新東京国際空港公団
日本道路公団
公害防止事業団
国際協力事業団
年金福祉事業団
労働福祉事業団
雇用促進事業団
国民生活センター
日本科学技術情報センター
国際交流基金
国立競技場
放送大学学園
日本中央競馬会
日本貿易振興会
新エネルギー総合開発機構